

○伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

平成28年9月20日告示第235号

改正

令和3年4月1日告示第79号

伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）

第1節 基本方針（第4条）

第2節 人員に関する基準（第5条・第6条）

第3節 設備に関する基準（第7条）

第4節 運営に関する基準（第8条—第35条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第36条—第38条）

第3章 通所型サービス（緩和した基準によるサービス）

第1節 基本方針（第39条）

第2節 人員に関する基準（第40条・第41条）

第3節 設備に関する基準（第42条）

第4節 運営に関する基準（第43条—第52条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第53条—第56条）

第4章 雑則（第57条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項第1号及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）第140条の63の6第2号の規定に基づき、伊賀市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成28年伊賀市告示第224号。以下「実施要綱」という。）第14条第2号及び第4号に規定する事業に係る人員、設備及び運営に関する基準について定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 第1号事業者 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業を行う者をいう。
- (2) 利用料 法第115条の45の3第1項に規定する第1号事業支給費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。
- (3) 第1号事業費用基準額 実施要綱第9条の規定により算定した費用の額（その額が現に当該第1号事業に要した費用の額を超えるときは、当該第1号事業に要した費用の額）をいう。
- (4) 法定代理受領サービス 法第115条の45の3第3項の規定により第1号事業支給費が利用者に代わり当該指定事業者を支払われる場合における当該第1号事業支給費に係る第1号事業をいう。
- (5) 指定第1号事業 第1号事業者のうち法第115条の45の3第1項に規定する指定を受けたものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この要綱において使用する用語は、法及び実施要綱において使用する用語の例による。

(指定事業の一般原則)

第3条 指定事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

2 指定事業者は、第1号事業を運営するに当たっては、地域との結びつきを重視し、市、他の事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

3 指定事業者は、サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第2章 訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）

第1節 基本方針

(基本方針)

第4条 指定第1号事業に該当する訪問型サービス（緩和した基準によるサービス）（以下「指定訪問型緩和サービス」という。）の事業は、利用者が可能な限りその居宅において要支援相当の状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(訪問介護員等の員数)

第5条 指定訪問型緩和サービスを行う者（以下「指定訪問型緩和サービス事業者」という。）が

当該事業を行う事業所（以下「指定訪問型緩和サービス事業所」という。）ごとに置くべき訪問介護員等（介護福祉士又は介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項に規定する養成研修修了者若しくは市長が定める研修修了者をいう。以下この節から第5節までにおいて同じ。）の員数は、当該事業を適切に行うために必要と認められる数とする。

- 2 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービス事業所ごとに、訪問介護員等のうち利用者の数が50又はその端数を増すごとに1人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。
- 3 前項の利用者の数は、前3月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 4 第2項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者をもって充てなければならない。
- 5 指定訪問型緩和サービス事業者が指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等基準第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定介護予防訪問介護事業者（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）附則第2条第3号の規定によりなおその効力を有するものとされた同省令第5条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定介護予防訪問介護事業者をいう。以下同じ。）を含む。）の指定を併せて受け、かつ、指定訪問型緩和サービスの事業と指定訪問介護（指定居宅サービス等基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定介護予防訪問介護（旧指定介護予防サービス等基準第5条に規定する指定介護予防訪問介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第5条第1項から第4項まで及び旧指定介護予防サービス等基準第5条第1項から第4項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第6条 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問型緩和サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問型緩和サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある

他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第7条 指定訪問型緩和サービス事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定訪問型緩和サービス事業の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 指定訪問型緩和サービス事業所に備えなければならない指定訪問型緩和サービス事業の提供に必要な設備及び備品等は、利用者へのサービスの向上及び従業者の業務の負担の軽減を図るため、常に技術の進歩に配慮して備えるよう努めなければならない。

3 指定訪問型緩和サービス事業者が指定訪問介護事業者又は指定介護予防訪問介護事業者の指定を併せて受け、指定訪問型緩和サービス事業と指定訪問介護又は指定介護予防訪問介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第7条第1項及び旧指定介護予防サービス等基準第7条第1項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第8条 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービス事業の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第24条に規定する運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

(提供拒否の禁止)

第9条 指定訪問型緩和サービス事業者は、正当な理由なく指定訪問型緩和サービス事業の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第10条 指定訪問型緩和サービス事業者は、当該指定訪問型緩和サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定訪問型緩和サービス事業を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センターへの連絡、適当な他の指定訪問型緩和サービス事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第11条 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定又は事業対象者該当の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定訪問型緩和サービス事業者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定訪問型緩和サービスを提供するように努めなければならない。

(心身の状況等の把握)

第12条 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センターが開催するサービス担当者会議（伊賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年伊賀市条例第9号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。）第33条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。）等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(地域包括支援センター等との連携)

第13条 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センターその他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定訪問型緩和サービスは、指定訪問型緩和サービス事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センターに対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(第1号事業支給費を受けるときの援助)

第14条 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービスの提供の開始に際し、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス・支援計画書の作成を地域包括支援センターに依頼する旨を市に対し届け出ること等により、第1号事業支給費の支給を受けることができる旨を説明すること、地域包括支援センターに関する情報を提供することその他の第1号事業支給費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書に沿ったサービスの提供)

第15条 指定訪問型緩和サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合

は、当該計画に沿った指定訪問型緩和サービスを提供しなければならない。

(介護予防サービス・支援計画書等の変更の援助)

第16条 指定訪問型緩和サービス事業者は、利用者が介護予防サービス・支援計画書の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センターへの連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第17条 指定訪問型緩和サービス事業者は、訪問介護員等に身分を示す証明書を携帯させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第18条 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービスを提供した際には、当該指定訪問型緩和サービスの提供日及び内容、当該指定訪問型緩和サービスについて法第115条の45の3第3項の規定により利用者に代わって支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス・支援計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があつた場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

(利用料の受領)

第19条 指定訪問型緩和サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定訪問型緩和サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定訪問型緩和サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定訪問型緩和サービス事業者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定訪問型緩和サービス事業者は、法定代理受領に該当しない指定訪問型緩和サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける額と、指定訪問型緩和サービスに係る第1号事業支給費との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない

3 指定訪問型緩和サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において指定訪問型緩和サービスを行う場合に要する交通費の額の支払を利用者から受けることができる。

4 指定訪問型緩和サービス事業者は、前項の交通費の額に係るサービスの提供に当たっては、あ

らかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(同居家族に対するサービス提供の禁止)

第20条 指定訪問型緩和サービス事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問型緩和サービスの提供をさせてはならない。

(利用者に関する市への通知)

第21条 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を関係する市等に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに指定訪問型緩和サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって第1号事業支給費の支給を受け、又は受けようとしたとき。

(緊急時等の対応)

第22条 訪問介護員等は、現に指定訪問型緩和サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第23条 指定訪問型緩和サービス事業所の管理者は、当該指定訪問型緩和サービス事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 指定訪問型緩和サービス事業所の管理者は、当該指定訪問型緩和サービス事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。
- 3 第5条第2項に規定するサービス提供責任者（以下この節及び次節において「サービス提供責任者」という。）は、次に掲げる業務を行わなければならない。
 - (1) 指定訪問型緩和サービスの利用の申込みに係る調整をすること。
 - (2) 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - (3) 地域包括支援センター等に対し、訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔(くう)機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。
 - (4) サービス担当者会議への出席等地域包括支援センターとの連携に関すること。
 - (5) 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的

な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。

- (6) 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。
- (7) 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- (8) 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- (9) その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(運営規程)

第24条 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定訪問型緩和サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) 緊急時等における対応方法
- (7) 個人情報の管理の方法
- (8) 苦情への対応方法
- (9) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第25条 指定訪問型緩和サービス事業者は、利用者に対し適切な指定訪問型緩和サービスを提供できるよう、指定訪問型緩和サービス事業所ごとに、訪問介護員等の勤務の体制を定めておかなければならない。

- 2 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービス事業所ごとに、当該指定訪問型緩和サービス事業所の訪問介護員等によって指定訪問型緩和サービスを提供しなければならない。
- 3 指定訪問型緩和サービス事業者は、訪問介護員等の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 指定訪問型緩和サービス事業者は、適切な指定訪問型緩和サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相

当な範囲を越えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 指定訪問型緩和サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問型緩和サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型緩和サービス事業者は、その従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定訪問型緩和サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第26条 指定訪問型緩和サービス事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービス事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

3 指定訪問型緩和サービス事業者は、当該指定訪問型緩和サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問型緩和サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該指定訪問型緩和サービス事業所の従業員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定訪問型緩和サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定訪問型緩和サービス事業所において、その従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第27条 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、訪問介護員等の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

2 指定訪問型緩和サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定訪問型緩和サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による当該指定訪問型緩和サービス事業所の掲示に代えることができる。

(秘密保持等)

第28条 指定訪問型緩和サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定訪問型緩和サービス事業者は、当該指定訪問型緩和サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定訪問型緩和サービス事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は当該利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第29条 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(不当な働きかけの禁止)

第29条の2 訪問型サービス事業者は、介護予防サービス・支援計画書及びケアプランの作成又は変更の際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等(法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

(地域包括支援センターに対する利益供与の禁止)

第30条 指定訪問型緩和サービス事業者は、地域包括支援センター又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(苦情処理)

第31条 指定訪問型緩和サービス事業者は、提供した指定訪問型緩和サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型緩和サービス事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記

録しなければならない。

3 指定訪問型緩和サービス事業者は、提供した指定訪問型緩和サービスに関し、法第115条の45の7第1項の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定訪問型緩和サービス事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第32条 指定訪問型緩和サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定訪問型緩和サービスに関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定訪問型緩和サービス事業者は、当該指定訪問型緩和サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第33条 指定訪問型緩和サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型緩和サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る地域包括支援センター、関係する市等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定訪問型緩和サービス事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定訪問型緩和サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型緩和サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(虐待の防止)

第33条の2 指定訪問型緩和サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定訪問型緩和サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的を開催するとともに、その結果について、当該指定訪問型緩和サービス事業所の従業者に周知徹底を図ること。

- (2) 当該指定訪問型緩和サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問型緩和サービス事業所において、その従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(会計の区分)

第34条 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定訪問型緩和サービスの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

(記録の整備)

第35条 指定訪問型緩和サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定訪問型緩和サービス事業者は、利用者に対する指定訪問型緩和サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第37条第2号に規定する訪問型緩和サービス個別計画
- (2) 第18条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第21条の規定による市への通知に係る記録
- (4) 第31条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 第33条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(基本取扱方針)

第36条 指定訪問型緩和サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるものでなければならない。

2 指定訪問型緩和サービス事業者は、自らその提供する指定訪問型緩和サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

3 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

4 指定訪問型緩和サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。

5 指定訪問型緩和サービス事業者は、指定訪問型緩和サービスの提供に当たり、利用者とのコミ

コミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的取扱方針)

第37条 訪問介護員等の行う指定訪問型緩和サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定訪問型緩和サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) サービス提供責任者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定訪問型緩和サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「訪問型緩和サービス個別計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 訪問型緩和サービス個別計画は、既に介護予防サービス・支援計画書が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画書の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) サービス提供責任者は、訪問型緩和サービス個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) サービス提供責任者は、訪問型緩和サービス個別計画を作成した際には、当該訪問型緩和サービス個別計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定訪問型緩和サービスの提供に当たっては、訪問型緩和サービス個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定訪問型緩和サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定訪問型緩和サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 訪問介護員等は、訪問型緩和サービス個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも3月に1回は、当該訪問型緩和サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センターに報告する。
- (10) サービス提供責任者は、当該訪問型緩和サービス個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該訪問型緩和サービス個別計画の実施状況の

把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(11) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画書を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。

(12) サービス提供責任者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて訪問型緩和サービス個別計画の変更を行うものとする。

(13) 第2号から第5号までの規定は、前号の規定による訪問型緩和サービス個別計画の変更について準用する。

（指定訪問型緩和サービスの提供にあたっての留意点）

第38条 指定訪問型緩和サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を最大限高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定訪問型緩和サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメントにおいて把握された課題、指定訪問型緩和サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービス提供に努めること。

(2) 指定訪問型緩和サービス事業者は、自立支援の観点から、利用者が、可能な限り、自ら家事等を行うことができるよう配慮するとともに、利用者の家族、地域の住民による自主的な取組等による支援、他の福祉サービスの利用の可能性についても考慮しなければならないこと。

第3章 通所型サービス（緩和した基準によるサービス）

第1節 基本方針

（基本方針）

第39条 指定第1号事業に該当する通所型サービス（緩和した基準によるサービス）（以下「指定通所型緩和サービス」という。）の事業は、引きこもりがちな高齢者及び軽度認知症等のリスクのある高齢者に対し、社会交流及び自立支援に資する場を提供することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（通所型緩和サービス従業者の員数）

第40条 指定通所型緩和サービスの事業を行う者（以下「指定通所型緩和サービス事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定通所型緩和サービス事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「通所型緩和サービス従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定通所型緩和サービスの提供日ごとに、1以上確保されるために必要と認

められる員数

(2) 介護職員 指定通所型緩和サービスの単位ごとに、当該指定通所型緩和サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所型緩和サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所型緩和サービスを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が18人までの場合にあつては1以上、利用者の数が18人を超える場合にあつては必要数以上確保されるために必要と認められる員数

- 2 前項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定通所型緩和サービスの単位の介護職員として従事することができる。
- 3 前項の指定通所型緩和サービスの単位は、指定通所型緩和サービスであつてその提供が同時に1人又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。
- 4 指定通所型緩和サービス事業者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所介護事業者（旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（伊賀市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年伊賀市条例第7号。以下「地域密着型サービス等基準条例」という。）第59条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所型緩和サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業、指定介護予防通所介護（旧指定介護予防サービス等基準第96条に規定する指定介護予防通所介護をいう。以下同じ。）の事業又は指定地域密着型通所介護（地域密着型サービス等基準条例第59条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第93条第1項から第7項まで、旧指定介護予防サービス等基準第97条第1項から第7項まで及び地域密着型サービス等基準条例第59条の3第1項から第7項までに規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第41条 指定通所型緩和サービス事業者は、指定通所型緩和サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所型緩和サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所型緩和サービス事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第3節 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第42条 指定通所型緩和サービス事業者は、指定通所型緩和サービスの提供に必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上の専用の区画を設けるほか、指定通所型緩和サービスの提供及び事業運営を行うために必要なその他の設備及び備品を設けなければならない。

2 指定通所型緩和サービス事業者が指定通所介護事業者、指定介護予防通所介護事業者又は指定地域密着型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定通所型緩和サービスの事業と指定通所介護の事業、指定介護予防通所介護の事業又は指定地域密着型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定居宅サービス等基準第95条第1項から第3項まで、旧指定介護予防サービス等基準第99条第1項から第3項まで及び地域密着型サービス等基準条例第59条の5第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第43条 指定通所型緩和サービス事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定通所型緩和サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定通所型緩和サービスに係る第1号事業費用基準額から当該指定通所型緩和サービス事業者を支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定通所型緩和サービス事業者は、法定代理受領に該当しない指定通所型緩和サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定通所型緩和サービスに係る第1号事業支給費との間に不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定通所型緩和サービス事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 指定通所型緩和サービスに通常要する時間を超える指定通所型緩和サービスであって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定通所型緩和サービスに係る第1号事業支給費を超える費用
- (3) 食事の提供に要する費用

- (4) おむつ代
- (5) 入浴の提供に要する費用
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定通所型緩和サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、指定居宅サービス等基準第96条第4項の規定により厚生労働大臣が定める指針によるものとする。

5 指定通所型緩和サービス事業者は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を得なければならない。

(管理者の責務)

第44条 指定通所型緩和サービス事業所の管理者は、指定通所型緩和サービス事業所の従業者の管理及び指定通所型緩和サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定通所型緩和サービス事業所の管理者は、当該指定通所型緩和サービス事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行わなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第45条 指定通所型緩和サービス事業者は、指定通所型緩和サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

2 指定通所型緩和サービス事業者は、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(運営規程)

第46条 指定通所型緩和サービス事業者は、指定通所型緩和サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下この章において「運営規程」という。）を定めおかななければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定通所型緩和サービスの利用定員

- (5) 指定通所型緩和サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う際の手続
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策
- (11) 個人情報の管理の方法
- (12) 苦情への対応方法
- (13) 事故発生の防止策及び事故発生時の対応方法
- (14) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (15) その他事業の運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第47条 指定通所型緩和サービス事業者は、利用者に対し適切な指定通所型緩和サービスを提供できるよう、指定通所型緩和サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定通所型緩和サービス事業者は、指定通所型緩和サービス事業所ごとに、当該指定通所型緩和サービス事業所の従業者によって指定通所型緩和サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定通所型緩和サービス事業者は、通所型緩和サービス従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定通所型緩和サービス事業者は、全ての通所型緩和サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定通所型緩和サービス事業者は、適切な指定通所型緩和サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を越えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(定員の遵守)

第48条 指定通所型緩和サービス事業者は、利用定員を超えて指定通所型緩和サービスの提供を行ってはならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(非常災害対策)

第49条 指定通所型緩和サービス事業者は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

2 指定通所型緩和サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第50条 指定通所型緩和サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定通所型緩和サービス事業者は、当該指定通所型緩和サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 指定通所型緩和サービス事業者は、当該指定通所型緩和サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定通所型緩和サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、当該通所型緩和サービス従業員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定通所型緩和サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定通所型緩和サービス事業所において、通所型緩和サービス従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(地域との連携等)

第50条の2 指定通所型緩和サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所型緩和サービスに関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市等が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

2 指定通所型緩和サービス事業者は、指定通所型緩和サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービス提供をする場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

3 指定通所型緩和サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第51条 指定通所型緩和サービス事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定通所型緩和サービス事業者は、利用者に対する指定通所型緩和サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第54条第2号に規定する通所型緩和サービス個別計画

(2) 第56条において準用する第18条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 第45条第2号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(4) 第56条において準用する第21条の規定による市への通知に係る記録

(5) 第56条において準用する第31条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(6) 第56条において準用する第33条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第52条 第8条から第16条まで、第18条、第21条、第22条、第25条の2、第27条から第29条まで、第30条、第31条、第33条から第34条までの規定は、指定通所型緩和サービスの事業について準用する。この場合において、第8条中「第24条」とあるのは「第46条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所型緩和サービス従業者」と、第22条及び第27条中「訪問介護員等」とあるのは「通所型緩和サービス従業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(基本取扱方針)

第53条 指定通所型緩和サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われるものでなければならない。

2 指定通所型緩和サービス事業者は、自らその提供する指定通所型緩和サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。

3 指定通所型緩和サービス事業者は、指定通所型緩和サービスの提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。

- 4 指定通所型緩和サービス事業者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければならない。
- 5 指定通所型緩和サービス事業者は、指定通所型緩和サービスの提供に当たり、利用者との意思疎通を十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

(具体的取扱方針)

第54条 指定通所型緩和サービスの方針は、第39条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定通所型緩和サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定通所型緩和サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定通所型緩和サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画（以下「通所型緩和サービス個別計画」という。）を作成するものとする。
- (3) 通所型緩和サービス個別計画は、既に介護予防サービス・支援計画が作成されている場合は、当該介護予防サービス・支援計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定通所型緩和サービス事業所の管理者は、通所型緩和サービス個別計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定通所型緩和サービス事業所の管理者は、通所型緩和サービス個別計画を作成した際には、当該通所型緩和サービス個別計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定通所型緩和サービスの提供に当たっては、通所型緩和サービス個別計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定通所型緩和サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定通所型緩和サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (9) 指定通所型緩和サービス事業所の管理者は、通所型緩和サービス個別計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも3月に1回は、当該通所型緩和サービス個別計画に係る利

用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告するとともに、当該通所型緩和サービス個別計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該通所型緩和サービス個別計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。

(10) 指定通所型緩和サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス・支援計画を作成した地域包括支援センターに報告しなければならない。

(11) 指定通所型緩和サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて通所型緩和サービス個別計画の変更を行うものとする。

(12) 第2号から第5号までの規定は、前号の規定による通所型緩和サービス個別計画の変更について準用する。

(指定通所型緩和サービスの提供に当たっての留意点)

第55条 指定通所型緩和サービスの提供に当たっては、介護予防の効果を高める観点から、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

(1) 指定通所型緩和サービス事業者は、サービスの提供に当たり、介護予防ケアマネジメントにおけるアセスメントにおいて把握された課題、指定通所型緩和サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。

(2) 指定通所型緩和サービス事業者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

(安全管理体制等の確保)

第56条 指定通所型緩和サービスは、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業員に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかななければならない。

2 指定通所型緩和サービス事業者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。

3 指定通所型緩和サービス事業者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する

等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。

- 4 指定通所型緩和サービス事業者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第57条 指定事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日告示第79号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第25条の2、第26条第3項、第33条の2、第47条第3項及び第50条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。